

<別表 1：対象事業所（介護）>

技能実習・特定技能		EPA（介護福祉士取得前）	
介護老人福祉施設		特別養護老人ホーム（※1）	
介護老人保健施設		介護老人保健施設（※1）	
介護医療院		介護医療院（※1）	
（介護予防）認知症グループホーム		（介護予防）認知症グループホーム	※1 と同一敷地内に限る
（介護予防）特定施設入居者生活介護		（介護予防）特定施設入居者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護	
養護老人ホーム	特定施設に限る	養護老人ホーム（※1）	
軽費老人ホーム		（介護予防）特定施設入居者生活介護を行う施設（※1）	
ケアハウス			
有料老人ホーム			
第1号通所介護		第1号通所介護	※1 と同一敷地内に限る
老人デイサービスセンター		老人デイサービスセンター	
通所介護		（介護予防）通所介護	
地域密着型通所介護		地域密着型通所介護	
（介護予防）認知症対応型通所介護		（介護予防）認知症対応型通所介護	
（介護予防）通所リハビリテーション		（介護予防）通所リハビリテーション	
老人短期入所施設			
（介護予防）短期入所生活介護		（介護予防）短期入所生活介護	
（介護予防）短期入所療養介護		（介護予防）短期入所療養介護	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	訪問サービスを除く		
看護小規模多機能型居宅介護			
訪問介護（※2）			
（介護予防）訪問入浴介護（※2）			
夜間対応型訪問介護（※2）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※2）			
訪問型サービス（総合事業）（※2）			

※1 国の制度改正等により変更される場合があります

※2 以下の事項を遵守すること

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと